

議 事 録

会議名	平成23年度第3回寒川町情報公開審査会 平成23年度第3回寒川町個人情報保護審査会		
日 時	平成23年9月20日（火）10:00～11:06	開催形態	非公開
場 所	東分庁舎2階 第3会議室		
出席者	委 員：片岡、清水、小沢、鶴園、浦 事務局：大久保（総務課長）、三橋（総務課主査）、吉田（総務課主任主事）		
議 題	①寒川町情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について （異議申立てに係る諮問） ②その他		
決定事項	①答申の確定 ②第1・2回審査会議事録の確定		
議 事	<p>①寒川町情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について （異議申立てに係る諮問）</p> <p>(1)事前送付した答申(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○記述方法についての指摘、複数あり。（言葉が足りない、用語や表現が不適正である、等） →その場で検討し、文案を作成。事務局で修正することとした。 ○記述内容について、不要部分の削除や表現を変更する提案、複数あり。 →その場で検討し、文案を作成。事務局で修正することとした。 ○寒川町情報公開条例(以下「条例」という。)第22条第2項の規定に基づく措置要求を答申に記載することについて。 →本件は寒川町教育委員会委員長からなされた諮問であり、答申に記載しても教育委員会のみ措置を求めることとなってしまうため、記載しないこととした。ただし、全庁的に注意喚起すべき事項であるため、情報公開制度担当課から町長に報告を行うこととした。 (注意喚起内容：各実施機関は、請求者との円滑なコミュニケーションを図り、請求者の意図を正しく把握するよう努力されたい。また、非公開の決定を行うにあたっては、条例の目的(条例第1条)と公文書の公開義務(条例第5条本文)を踏まえ、条例第5条各号に規定する非公開事由への該当性を十分に検討されたい。) <p>(2)答申の提出について 会長から教育長に提出することとし、日程については事務局が調整することとした。</p> <p>②その他</p> <p>第1回・第2回議事録(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2回議事録(案)の記述方法についての指摘、複数あり。（言葉が足りない、用語や表現が不適正である、内容的に一の項目とすべきである等） →その場で検討し、文案を作成。事務局で修正しておくこととし、第1回・第2回議事録ともに確定とした。 <p style="text-align: right;">以 上</p>		
資 料	非公開		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	清水 進 小沢 弘子	（平成23年10月12日確定）	